

## 1 学習指導要領改訂の経過

## 21世紀の社会

知識基盤社会	…  新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ、社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会
グローバル化	…  知識そのものや人材をめぐる国際競争を加速させる一方で、異なる文化や文明との共存や国際協力の必要性が増大

## 今求められる力

## 「生きる力」＜確かな学力・豊かな心・健やかな体の調和＞

## 子どもたちが抱えている課題 ＜PISA 調査など各種の調査から＞

- ① 思考力・判断力・表現力等を問う読解力や記述式問題、知識・技能を活用する問題に課題
- ② 読解力で成績分布の分散が拡大。家庭での学習時間など学習意欲、学習習慣・生活習慣に課題
- ③ 自分への自信の欠如や自らの将来への不安、体力の低下といった課題

## 2 教育基本法等の改正

## 教育基本法 ＜平成 18 年 12 月＞

- ◎教育の目的（第 1 条）及び目標（第 2 条）、義務教育の目的（第 5 条第 2 項）、学校教育の基本的役割（第 6 条第 2 項）を規定
- ◎知・徳・体のバランスの重視（第 2 条第 1 項）
- ◎家庭教育（第 10 条）、幼児期の教育（第 11 条）、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力（第 13 条）の新設

## 学校教育法 ＜平成 19 年 6 月＞

- ◎義務教育の目標を規定（第 21 条）
- ◎学力の要素を明記（第 30 条第 2 項）
  - ① 基礎的・基本的な知識・技能の習得
  - ② 思考力・判断力・表現力その他の能力の育成
  - ③ 主体的に学習に取り組む態度の養成

学力の要素

## 学校教育法施行規則 ＜平成 20 年 3 月＞

## (1) 教育課程の編成（第 50 条）

教育課程 … 各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動  
 ※外国語活動の新設（第 5・6 学年において週 1 単位時間の実施）

## (2) 年間授業時数の増加（第 51 条一別表第 1 一）

- ・第 1 学年 … 年間 68 単位時間増（週 2 単位時間増 23 → 25）
- ・第 2 学年 … 年間 70 単位時間増（週 2 単位時間増 24 → 26）
- ・第 3～6 学年 … 年間 35 単位時間増（週 1 単位時間増 3 年 26 → 27, 4～6 年 27 → 28）  
 ※国語、算数、理科、体育の授業時数の増加、総合的な学習の時間の縮減。

## (3) 教育課程の基準としての学習指導要領（第 52 条）

## (4) 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（第 55 条）

文部科学大臣の指定により実施可能

3 学習指導要領改訂のポイント 中央教育審議会教育課程部会答申<平成 20 年 1 月>

<基本的な考え方>

- ① 改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領の改訂
- ② 「生きる力」という理念の共有
- ③ 基礎的・基本的な知識・技能の習得
- ④ 思考力・判断力・表現力等の育成
- ⑤ 確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保
- ⑥ 学習意欲の向上や学習習慣の確立
- ⑦ 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

<主な改善事項>

- ・ 言語活動の充実
- ・ 理数教育の充実
- ・ 伝統や文化に関する教育の充実
- ・ 道徳教育の充実
- ・ 体験活動の充実
- ・ 外国語教育の充実

4 授業時数等教育課程の基本的枠組み (学校教育法施行規則 第 51 条関係別表第 1)

(網掛け部は、変更箇所)

区 分		第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	第 4 学年	第 5 学年	第 6 学年
各 教 科 の 授 業 時 数	国語	306	315	245	245	175	175
	社会			70	90	100	105
	算数	136	175	175	175	175	175
	理科			90	105	105	105
	生活	102	105				
	音楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家庭					60	55
	体育	102	105	105	105	90	90
道徳の授業時数		34	35	35	35	35	35
外国語活動の授業時数						35	35
総合的な学習の時間の授業時数				70	70	70	70
特別活動の授業時数		34	35	35	35	35	35
総授業時数		850	910	945	980	980	980

備考

- 1 この表の授業時数の 1 単位時間は、45 分とする。
- 2 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。
- 3 第 50 条第 2 項の場合において、道徳のほかに宗教を加えるときは、宗教の授業時数をもってこの表の道徳の授業時数の一部に代えることができる。（別表第 2 及び別表第 4 の場合においても同様とする。）